

時短要請の延長に伴う飲食店の支援について

1 時短要請期間

経緯

全国的に、感染力の強い変異株の影響により、新型コロナウイルスの感染が急拡大する中、本県においても、「医療提供体制」に大きな負荷がかかっていること、また、「緊急事態宣言」が延長される近隣府県等に先んじて、「飲食店に対する営業時間短縮要請」を解除することで県外からの人の流れが増加することで、ウイルス、特に変異株の持ち込みが懸念されることから、時短要請期間を延長した。

期間

第1期 4月16日（金）から5月 5日（水・祝）まで
第2期 5月 6日（木）から5月11日（火）まで
第3期 5月12日（水）から5月31日（月）まで

2 時短協力金

協力金額

【第1期】1日当たりの「売上高」に応じた「3段階支給」
3万円、4万円、5万円（日額）

【第2期】及び【第3期】

1日当たり「売上高」	7.5万円以下/日	7.5万円超 ～13.34万円未満/日	13.34万円以上～25万円以下/日	25万円超/日
協力金額	3万円/日	4万円/日	売上高×0.3/日	7.5万円/日
	大企業は1日当たり「売上高減少額」×0.4/日 (1日当たり上限:「20万円」または「売上高×0.3」のいずれか低い額)			

※「売上高」は、前年又は前々年の同期間の平均等

スケジュール

◆令和3年5月13日（木） 第1期、第2期分申請受付開始

事業費

◆第1期、第2期分 40億円

※ 徳島県飲食業関連事業者一時支援金（商工労働観光部）を含む

◆第3期分 30億円